

第 18 号

# 市民の目

The Citizens' Eyes



© さがみはら市民オンブズマン

2006(平成18)年 11 月 30 日(土)

発行・さがみはら市民オンブズマン(設立 2003)

## 裏金内部調査申し入れの回答

### 裏金作りの実体はない、調査は今後とも実施しない

岐阜県の裏金作りの発覚事件もあり、相模原市にはそのような懸念はないか実態を調査して欲しい旨オンブズマンは市長に申し入れをしていましたがその回答を受領しましたので公開します。相模原市に限っては清廉潔白な職務が遂行されているということは喜ばしいことですが、職員の業務上の不手際を簡単に個人負担で弁財するなど割り切れない実態もある。

#### 相模原市長回答書

2006年10月11日

#### 申入書についてお答え

本市では、公金の支出に係る適正な事務執行に努めるとともに、地方自治法に基づき、監査委員による財務事務に関する定期検査、出納検査が実施されているほか、現金の出納管理や財務事務など、特定の監査テーマに沿った外部監査人による監査も実施されております。

今回、岐阜県で問題となった旅費や食糧費に関し、本市でも監査が行われておりますが、個人的・組織的を問わず、意図的に不正・不当な財務処理が行われた事実は、これまでに報告されておられません。

また、本市の財務システムでは、旅費に関しては職員の出張命令票など、食糧費に関しては出席者名簿などの支出関係書類の作成を義務付けており、公文書の公開を請求された場合には、情報公開条例に基づき、原則として公開するなど、行政の透明性確保にも努めております。

その他、定期的な人事異動の実施や行政の内部の職員等からの公益通報保護に係る制度を設けるなど、様々な視点による不正防止に努めております。

こうした取り組みの中で、裏金づくりの実態はないものと判断しており、調査の実施については、今後とも考えておりません。

なお、市職員に対しまして、お尋ねの「裏金問題」に限るような通知は出しておりませんが、定期的に職員の綱紀の保持に関する通知を出しており、その中で市民の信頼に背くことのないよう、公務員倫理に則った行動をするよう周知徹底を図っているところです。

#### 市民の目この1枚



市役所前の無残な核兵器廃絶宣言都市モニュメント

## 業務委託実態調査の必要性

### 長期随意契約や外郭団体発注多数

今

年の全国市民オンブズマン福岡大会で、都道府県・政令市における委託業務のうち、自治体外郭団体に発注される業務委託、特に外部団体からさらに下請けする再委託の実態について調査発表があった。調査は自治体OBの天下り先になっている出資法人に業務委託されているもの、さらにそこから第三者に再委託されているものはOB支援対策ではないかという観点からなされている。

さがみはら市民オンブズマンも独自にこれを調査すべく平成17年度の相模原市の委託業務実態データを取り寄せ分析を始めた。それによると、20年、30年以上にわたって特定の業者に随意契約のまま発注が繰り返されているもの、全国オンブズマンが注目している通り外郭団体に巨額の発注がなされ、それが再委託すなわち、他の業者や別の外郭団体に丸投げ発注されていると疑われる項目が目につく。

指定管理者制度が発足したものの、実態はほとんど市の出資法人が占めている。市民自治の観点から、また財政上の現実的理由から、パートナーシップ協働の動きを見据えて業務委託の実態を精査していく必要がある。(W)

## 他オンブズマンの動向

### オンブズマン松田

松田町では、山間部の生活排水処理をどの方式で実施するかもめている。町では、いわゆる公共下水道で進める計画、一方オンブズマンでは、対象地域の寄(やどりき)の立地条件から見れば合併浄化槽方式だと主張、住民監査請求を10月に申し立てた。

### よこはま市民オンブズマン

横浜市は2800の単位自治会を抱える大きな自治体。同オンブズマンは現在、三つの訴訟を進めている。一つは上部組織である区連長と地区連長が受け取っている[地域振興協力費]を返還させると市長に、二つは特に都筑区の区連が補助金を観光旅行に使ったとして返還要求、三つはその旅行に随行した区職員へ

の返還要求。これをテーマにしたシンポジウムが11月1日に横浜市内で開催された。

### 寒川町にオンブズマン設立の動き

人口5万弱のこの町に目下5人ほどのグループが組織立ち上げ準備として、毎月「ささえあい」という情報誌を発行、すでに2年を経過した。リーダーの蔦山氏は、今後の団塊の世代の参加を促し、一挙に組織立ち上げをしたいと考えている。

## 検証

### オンブズマンへの回答は守られているか

#### 市職員厚生会、教職員互助会補助金使用の適正化

**本**紙16号でオンブズマンが申し入れていた市職員厚生会と教職員互助会事業費改善に対する回答内容が18年度の予算に反映されているかを検証している。

**職員厚生会**は事業予算前年度比32,551千円減、一方交付金も32,174千円減となっており、我々の期待がかなえられていると評価する。問題のシーズンシートなども回答内容が守られている。

**教職員組合**は、図書購入補助金として会費の半分を還付する制度については回答書どおり全額廃止になっている。

市の補助金も過去4年間を見る限り平成15年度の3,600万円から順次2,500万円まで減額した努力は認めるべきである。それによって年会費1に対する補助金率は0.69となり、1:1の権利を主張していた時代からは改善された。因みに職員厚生会は1:0.88である。

しかしながら、図書券による会費還付をなくした分の無理な調整のためか厚生事業費が1,600万円増加(宿泊助成費や保養所契約料で1,200万円増加)など異常な膨らみが見られる。

また、厚生会も含め、補助金の使途と会費からの使途を使い分けるという回答だったが現実的には困難なはずで、予算上では知り得ない。

(豊田・篠田)



## パートナーシップ協働と

### オンブズマンの役割

パートナーシップ協働の必要性が説かれて久しい。当市もすでに7年近くこのテーマを取り上げ、提言や審議会、準備会を繰り返してきた。現在は「パートナーシップ市民フォーラム」という市民の自主団体が市長と協定を結んで具体的な協働の仕組みづくりと条例化を進めている。

パートナーシップ協働とは、市民サービス事業を見直して、行政と市民が協働して取り組める事業を開拓していこうという狙いであり、行政の財政問題を一つの背景とした行政側のニーズでもある。しかし、市民側も行政側もそれぞれ別の思惑を持っておりいずれそれが顕在化していくことだろう。すなわち、行政としてはボランティアなど市民の協力で安上がりな行政サービスができるという期待とともに、既得権として抱えている事業は、たとえ市民活動でやることが合理的であっても手放さないという発想が出るであろう。一方市民側は、今まで行政がやってくれなかったサービスを、自分達も手伝うからやって欲しいという財政課題とは反する期待が膨らむ。また、従来の行政の仕事を受託するにも市民団体の経営能力を身につけるとなると大きな壁にぶつかることになる。

市民オンブズマンとしては、行政の抱えている非効率な事業、特に多くの外郭団体に委託されている事業の中身を精査する必要がある。それを明らかにして「市民フォーラム」に市民協働事業として推薦してくことも必要であろう。『市民フォーラム』もそのような機能を持って、連携して行政の健全化に協力し合えることが理想ではないだろうか。(和田)



相模湖町支所全景  
民主主義を無視した合併といわれ、これからの機能が問われている。

## 弁護士コラム

中野直樹

### 行政訴訟の入り口をふさいできた

#### 「原告適格」その2

7月31日付けの第16号で、行政裁判を起す原告は、「処分又は裁決の取消を求めるとき法律上の利益を有する者」に限定されており、これが最高裁によってきわめて狭く解釈され、「公益から受ける反射的利益」に過ぎないとの理由で、原告適格を否定されることが多かった、という歴史を述べた。その根本原因が、わが国の行政規制法はもっぱら「公益」を中核につくられており、個々の住民の利益・権利を直接に守る内容になっていない。したがって、この法律の文言を形式的に解釈すると「原告適格」が否定されてしまうところにあることも指摘した。

このような実情に対する厳しい批判が実を結び、2004年法改正で、「原告適格」を拡大する解釈指針が法律に盛り込まれた。その要点は、「法律上の利益を有する者」を判断するにあたっては、法令の文言に形式的にとられずに、その法令が行政をしるることによって、どのような国民の利益を守ろうとしているのか、その趣旨・目的を探求して行うことを裁判官に求めるところ、さらに関連する法令があるときには、その法令の趣旨・目的もふまえて「利益」を解釈しなさいということにある。

この法改正がどのような威力をもつことになったか。小田急線高架化をめぐる、沿線住民が都市計画法にもとづく事業認可の取消を求めておこした行政訴訟で、従前の判例は、都市計画法は「公益」を守るものだとして形式的に解釈して、取消訴訟を求めることができる「原告適格」は、事業区域内に不動産を所有するものだけに与えられ、単なる居住者には認められないとされていた。しかし、法改正後、最高裁は、判例を変更し、都市計画法の趣旨・目的、さらには公害対策基本法の趣旨・目的まで考慮して、「騒音、振動等によって健康又は生活環境に著しい被害を直接に受けるおそれのある個々の沿線住民」にも「原告適格」があるとの新判断を示した。

実質的に「利益」を判断してほしい。市民的感覚からすれば、当たり前のことである。このことが実現するまでに、実に数十年の苦難の歳月を要した。



新相模原市に期待すること

藤野町議会議員 野元 好美

藤野町は今、燃えるような紅葉に彩られ、美しい季節を迎えている。中山間地に暮らす私たちも来年3月11日からは相模原市民。しかし、実感はない。

新相模原市は、人口70万、面積328平方キロメートル。巨大で、しかも都市部と山間部を抱える。生活環境が違えば、行政課題は当然異なる。新市の一体感を醸成しながら、地域特性に応じた施策をどう展開するか、難しい行政運営となるだろう。「成果主義」「市場主義」などの民間手法の導入は、都市経営には有効だが、それを最優先されると困る。

中山間地の暮らしは、非効率的である(だからこそ豊かなのだ)。冒頭の美しい紅葉も、枯れば落ち葉掃きが待っている。飲み水を確保するために、片道50分かかる水源まで集落総出で草を刈るところもある。雪が降れば町県道までの雪をはいてから家を出る。訪問介護は、移動に時間がかかる。一方、効率とは無縁の「人的ネットワーク」は素晴らしい(なじめない人もあるが)、子育てもお年寄りの介護も住民同士の連係プレーで行われる。地域力が豊かなのだ。縦割り行政はなじまない。

新相模原市は日本の縮図と言える。都市と農村部の共存。新市でそれが実現できれば日本の未来も明るい。人口を中心部に集中させて効率化し、周辺部を切り捨てることは簡単だ。しかし、そのツケは必ず住民にやってくる。山里の暮らしを守ることは、人間の暮らしに欠かせない水と緑を守ることであり、自然と共生する豊かな文化を築くことである。地域特性を生かした施策を柔軟に展開し、血の通う行政サービスが行われることは、旧市民のみなさんにとってもプラスとなるはずだ。

みなさん、合併を機に藤野町にいらしてください。自然が豊かで、人と人とのつながりを大切にする住民が住み、芸術活動が活発な魅力的な町です。この地の豊かさを共有してください。そして新相模原市の未来を共に開いていきましょう。

設立以来丸3年が経過した本オンブズマンも、すでに32回の月例会を重ねてきた。現在28名の会員が在籍しているが、月例会の出席者は、最高19人、台風に見舞われた04年10月の最低6人など、全32回の平均は11人であることが統計上分かった。今後とも皆さんの積極的なご出席をお願いします。

天童靖典会員からプリント用紙(A3判)1000枚が寄付されました。「市民の目」1回分の用紙をまかなえる量で、助かります。有難うございました

県下の市民オンブズマンが原告となって係争中の裁判が12月も横浜地裁で行われます。どなたも自由に傍聴できます。オンブズマンの活動の内容が良く理解出来るのではないのでしょうか。ぜひ傍聴してください。

相模原南清掃工場アセス義務付け訴訟 弁論

12月20日(水) 11時 地裁502法廷

横浜市連合自治会関係支出住民訴訟 弁論

12月20日(水) 10時半 地裁707法廷

相模原下水道架空工事住民訴訟 弁論

12月25日(金) 15時 地裁707法廷

来年3月をもって相模原市と津久井4町の合併が完結します。旧市民と新市民との融和がスムーズに行くことを望みます。新市民の中で、行政・議会のあり方に関心をお持ちの方の本会へのご参加をお待ちしています。ともに理想の相模原を目指して発言して行きませんか。(赤倉)

12・1月の予定

- 12月11日 17:30 役員会(市民活動サポートセンター)
- 12月14日 19:30 月例会(市民活動サポートセンター)
- 12月15日 15:00 弁論準備(横浜地裁)
- 1月7日 11:10 新年月例会(市民会館第3中会議室  
昼食会です)

編集後記

今号は久しぶりに4ページ構成に戻りました。これといった新聞報道記事がなかったからです。でも、世間では立て続けに行政不祥事が発覚しています。相模原市は清廉潔白な行政が行われているということになっていますが、それが真の姿であることを祈るばかりです。(和田)

★事務連絡先／☎042-749-9140 赤倉昭男 入会・情報などの連絡にご利用ください。

■役員一覧■ 代表幹事・中野直樹 事務局長・赤倉昭男 事務局次長・大箸 了 / 北代照明 / 中島芳枝 / 二川昭三 / 和田達夫 会計・大野千恵子 会計監査・小美野耿尋 / 天童靖典